

平成26年度子どもの森づくり推進事業の概要

平成26年7月1日

1 趣旨

青少年の森林や自然への関心を深め、森林環境教育や自然体験活動の促進を図るため、緑の少年団の所在する学校の校庭や校舎、学校林等に、緑の少年団の環境教育に必要な森林等の環境を整備する事業に対し補助を行う。

2 補助対象事業

市町村が実施する緑の少年団の活動促進のために森林等の環境を整備する事業で社団法人茨城県緑化推進機構（以下、機構という）が定める事業

次に掲げる（１）（２）のいずれかの事業または両方の事業を対象とする。

事業を実施する場合には、事業の実効性を確保するため、事業計画の策定及び事業の実施にあたって、必要に応じて機構又は林業指導所等の指導を受けるとともに、事業による教育的効果の向上を図るため、機構による子ども達への事前のオリエンテーション、「緑の大使による緑のメッセージ」、「緑の講話」を実施する。

（１）緑の少年団の所在する学校等が、事業の趣旨に則り、森林づくりをする事業

【対象経費】

苗木・樹木の購入、運搬費、柵の設置、土壌改良等に要する経費

樹木の枝打、間伐、生垣造成等に要する経費

樹木の説明や由来等を記載する看板の制作・設置費

当該森林において生態系観察用の間伐材利用の簡易施設、木製ベンチ、木製チップ歩道、芝生等の整備に要する経費

その他森林内で学習・レクリエーション等を行うために必要な施設の整備に要する経費

【要件等】

当該森林とは、樹木の集団を形成させるものをいう。

当該森林は、原則として学校等の敷地若しくはその近隣に造成するものとする。

当該森林の造成には、既存の森林等を整備し要項第1条の趣旨により整備を行う場合を含むものとする。

木材活用啓発資材としては、県産間伐材を使用すること。

造成する森林の樹種は、郷土樹種（杉、檜、栲、檜など）を主とすること。

森林の造成にあたっては、PTA、父兄、近隣の森林ボランティア等の参加・協力を得て行うものとする。

（２）緑の少年団の所在する学校等が、校舎内等において、事業の趣旨に則り、児童生徒が日常的に見ることができる廊下や踊り場等に森林の写真や森林・林業に関する教育パネルを設置するなど、森林や・自然についての関心を高めるための学習環境を整備する事業

【対象経費】

大型写真パネル等の制作・設置費
上記のための写真コンクール等を実施するための経費
森林・林業教育パネルの制作・購入・設置費
木材活用啓発のための間伐材利用簡易施設の展示費
その他事業の趣旨にあった内容の整備費

【要件等】

子どもたちにアンケートを実施し、事業効果の検証を行うこと。

3 補助の対象者（補助事業者）

2に規定する事業を実施する市町村とする。

4 補助額

助成（10/10以内）をすることが決定された緑の少年団1団につき、2に掲げる事業を実施する経費のうち、50万円を限度とする。

5 補助金の交付申請

補助申請者は、交付申請書に事業計画書を添えてを管轄する地方総合事務所を經由して機構理事長に交付申請書を送付する。

6 補助金の交付決定

機構理事長は審査を行い、その結果事業内容が適正と認められた場合に補助申請者に補助金の交付決定を行う。補助事業を円滑に遂行するうえで必要と認める場合は交付決定額の全額を概算払することができる。

7 実績報告

事業実施者は事業が完了したときは、実績報告書を管轄する地方総合事務所を經由して機構理事長に提出するものとする。

8 補助金の確定通知及び交付

機構理事長は、補助事業者から完了報告書が提出された時は、事業内容を審査し、適正と認めたときは助成金の確定通知を行い、補助金を交付するものとする。

補助事業者が既に概算払を受けている場合には補助金の精算を行うものとする。

9 その他

機構理事長は、事業実施年度以降においても、補助事業者に事業の成果について調査し、報告書の提出を求めることができるものとする。